

解体工事・リフォーム工事 をお考えのみなさまへ

その工事、**石綿**が含まれている かも知れません！



法令により、**石綿**使用の有無の「**事前調査**」が義務付けられています！



事前調査は、工事により損傷を及ぼす建材すべてに対して行う必要があります。

例えば、「電動工具で壁に穴をあける」場合も、壁に対して事前調査を行う必要があります。

施工業者に、次の協力・配慮をお願いします。

- 事前調査に必要な**費用・工期**を確保すること
- 設計図書等の書類**を提供すること



詳しくはこちら

1



2



(R4.11)